

令和8年度 荒木地区市政懇談会(8/6開催) 事前要望等回答一覧

No.	自治会名等	意見・要望等	所管課	回答
1	荒木第一区自治会	【自治会の担い手不足について】 荒木一区では、空き家や空き地が増加するとともに、住民の高齢化が進み、自治会の高齢化も深刻な状況となっている。 また、若い世代の転入が少なく、自治会活動の担い手も減少している。 このままでは自治会自体の存続そのものが難しくなることが懸念される。 今後どのような対応策を考えているのか伺いたい。	地域活動推進課	市では、少子高齢化の進展に伴い、自治会における役員や活動の担い手の高齢化、一部役員への負担集中、ひいては活動の停滞といった複合的な課題が顕在化していると認識しております。 高齢化等による役員のなり手不足につきましては、児童の見守り活動や災害を想定した避難訓練の実施等、地域の住民にとって真に必要とされる事業を取捨選択するなど、地域の実情に合わせた活動を行うことが自治会の負担軽減及び存続につながるものと考えております。 また、役員の年齢制度を設けている自治会においては、その制度を見直すことで、健康で元気な高齢者がより活躍できる環境づくりにつながるものと考えております。併せて、自治会員の減少に対する課題を解決するための方策として、自治会の合併も一つの選択肢となるものと認識しております。 人口減少や少子高齢化により自治会を取り巻く環境が大きく変化している中であって、地域コミュニティの柱である自治会の存在は大切なものと考えておりますことから、地域住民が参加しやすい自治会のあり方について皆様と共に考え、改善を図ってまいりたいと存じます。

No.	自治会名等	意見・要望等	所管課	回答
2	荒木第五区自治会	令和4年12月20日付けで提出した道路改良の整備について、Bランクの区分であった。車のすれ違いもできず、生活に支障をきたしている。早期の改善を望む。	道路治水課	生活道路等の整備につきましては、「行田市生活道路等の整備に係る要望の事業化に関する事業評価等実施要綱」に基づき事業評価を行い、整備を進めております。 この事業評価でございますが、公平に事業を実施するためにAからDランクまでの評価区分を設け、Aランクを最優先に整備するものとし、市内全域のバランスを考慮しながら整備しております。 ご要望の道路は、道路に接する素掘りの水路を整備し、狭あいな道路を解消するための道路改良事業として受け付けており、Bランクとして位置付けております。 現在のところ、要望個所の整備には至っておりませんが、事業評価や地域の均衡を勘案しながら、順次対応してまいりますので、ご理解くださいますようお願いいたします。
3	荒木第五区自治会	避難場所になっている見沼小・中学校のエアコンの設置、トイレの改善(和式から洋式へ)を要望する。	教育総務課	小・中学校の屋内運動場は、災害時の避難場所として指定されており、避難される皆様の健康と安全を確保することは、市としての重要な責務と認識しております。 ご要望の屋内運動場へのエアコン設置につきましては、令和8年度に忍中学校及び行田中学校に移動式エアコンを導入しており、まずはその効果を十分に検証した上で、他校への導入について検討を進めてまいります。 また、見沼中学校屋内運動場のトイレ洋式化につきましては、学校側と十分に協議を行いながら、今後の公共施設の利活用計画を踏まえ、検討を進めてまいります。

No.	自治会名等	意見・要望等	所管課	回答
4	荒木第五区自治会	義務教育学校設置に向けて、現在課題になっていることは何か。その解決に向けての具体的な策を示してほしい。	教育総務課	教育委員会では、義務教育学校設置に向けた再編計画に基づき、本年4月に「行田市忍・行田・埼玉・太田中学校区義務教育学校（仮称）基本構想」を策定いたしました。本基本構想では、令和12年度に開校を目指すBブロック新校の敷地を教育文化センター「みらい」南側に定めた他、新校における学びのあり方や施設整備に当たっての基本的な考え方、さらには校舎の配置計画や諸室の平面計画のイメージを示しております。 この基本構想を踏まえ、現在、基本設計の作成や学校建設に当たっての関係機関との協議など、施設整備を中心に取組を進めているところです。 今後につきましては、こうした取組と併せて、小中一貫教育を推進する上での教育課程の編制や遠距離通学者に対する通学支援策の検討の他、校名、校歌、校章、通学方法、制服・体操服、PTA活動などについて保護者等の学校関係者と検討を進める開校準備委員会の設置など、様々な事項について取組を加速化していく必要があると考えており、着手可能なものから順次取組みを進めてまいります。 その中でも、特に保護者等の関心が高い遠距離通学者への通学支援策につきましては、検討を効果的に進めていくため、過日、スクールバスの運行に実績のある市内事業者と「スクールバス運行に関する連携協定」を締結したところであり、事業者の皆様の知見もお借りしつつ交通政策の視点も採り入れながら児童生徒の安心・安全な通学の実現に向け、検討を進めてまいります。

No.	自治会名等	意見・要望等	所管課	回答
5	荒木第七区自治会	当自治会内にある市道が舗装の傷みが見受けられる。修復を依頼をする場合、どのように依頼したらよいか。 (小見 1 0 8 8 - 2 南付近)	道路治水課	道路に対する修繕の要望につきましては、「生活道路等の整備に係る要望」として書面又は口頭による要望により承っておりますので、まずは担当課である道路治水課にご相談ください。 また、道路の補修等に関するご依頼につきましては、道路治水課へお電話又は直接窓口にてご連絡いただきたいと存じます。その他の方法といたしまして、市ホームページでは、全国共通の道路異常通報窓口である「道路緊急ダイヤル（#9910）」をご案内しております。道路緊急ダイヤル（#9910）では、道路上の落下物、動物の死骸、道路の陥没などの道路異常について24時間通報を受け付けているほか、LINEアプリを利用した通報も可能でございます。さらに、行田市公式LINEにおいても通報機能を備えており、道路の不具合等をお知らせいただくことができます。 いずれの方法でも依頼することが可能でございますので、お気軽にご利用いただきたいと存じます。

No.	自治会名等	意見・要望等	所管課	回答
6	荒木団地自治会	【団地内共益費の未納について】 団地内では、浄化槽のポンプや共用部の電気料金などを賄うため、毎月共益費を徴収している。しかし、共益費を支払っていただけない世帯が数件あり、再三お願いしても支払ってもらえない状況が続いている。 数年前には、厳しい状況の中で共益費の金額を引き上げるなどの対応を行ってきたが、ここ数年は未納世帯も増え、現在は残金を切り崩しながら維持管理費を支払っている状況である。今年の春は大きな支払いを終えることができたが、今後も支払いを続けていけるか不安を感じている。 どのような状況であっても、共益費を毎月きちんと支払っている住民が生活に支障を来すようなことがあってはならないと考える。 ルールを守っていただけるよう、市として何らかの助言や支援をお願いしたい。	営繕課	市営住宅の共益費につきましては、入居者の皆様が安全かつ衛生的な共同生活を送るために必要不可欠な費用であります。そのため、入居いただく際には全入居者の皆様からの拠出によって成り立っていることや、市営住宅使用料とは別にそれぞれの団地の自治会等に納めていただく必要があることを説明しております。 市といたしましても、一部の入居者による共益費の未納により、共益費の不足が発生することは、入居者の皆様の生活環境を悪化させるだけではなく、建物全体の衛生環境や安全性を損なう事態を招く恐れがございます。 このことから、市では、住宅を管理する埼玉県住宅供給公社と連携し、集金が困難な事案に対しては、共益費を納めることの重要性を入居者に通知するなど、集金が円滑に進むよう支援を行ってまいります。 今後も引き続き、荒木団地自治会様と連携を図りながら、共益費納付の重要性を周知してまいります。